

第七次筑紫野市総合計画審査特別委員会 委員長報告

議案第61号「第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画」の件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、去る令和5年6月に議員全員で構成する第七次筑紫野市総合計画検討協議会を立ち上げ、第六次筑紫野市総合計画を振り返りながら、本市が進むべき方向性を検証し、市民のための未来を見据えた計画となるよう、内外情勢を踏まえながら総合的に議論を行い、同年8月に「第七次筑紫野市総合計画に関する提言書」を議長が市長に提出しました。

また、第七次筑紫野市総合計画に係る質疑書として109項目の質疑を提出しました。

本特別委員会は、12月5日に設置され、12月7日の委員会では、執行部から、市民の皆様からのアンケート、コミュニティや学生とのワークショップ、議会からの提言書も踏まえた総合計画審議会での議論等により、議会からの重点施策である地域包括ケアシステム、地域共生社会の推進、そして地域公共交通の充実については、市の重点施策としても位

置付けているとの報告がありました。また、第七次筑紫野市総合計画の策定経過、パブリック・コメントの結果、審議会答申も含めた議案の説明があり、その都度、協議会で提出した質疑書も含め質疑を行いました。

12月13日、15日の委員会では、前回に引き続き執行部から議案の説明があり、さまざまな政策・施策について質疑を行いました。まず、根幹である基本構想について、第六次総合計画と第七次総合計画の違いについて質疑があり、執行部からは、人と自然そしてまちの調和という基本理念は踏まえつつも、市民の皆様さらには筑紫野市と縁を持つ、多くの皆さんと共有し、将来を見据えた持続可能なまちづくりをともに進めていくために、よりわかりやすくご理解いただけるよう詳細な記述を行っている、との答弁がありました。

次に、政策2「学校教育の充実」について、「インクルーシブ教育」の文言がきめ細やかな教育支援の推進という意味で入れてはどうか、という意見があり、執行部から、「障がいのある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、国が掲げるインクルーシブ教

育システムの実現に向けた取り組みを進める必要がある」といった文言にさせていただきたい、との答弁がありました。また、「国が掲げる」という文言について、筑紫野市が国より先んじてインクルーシブ教育を推進してきた歴史・経過を踏まえたうえで議論がありました。

次に、重点施策1「こどもまんなか社会の実現」について、議会から重点施策として「子ども館の設置」を提言しているが、実効性のある施策は考えていないのか、との質疑があり、執行部からは、第七次総合計画の期間中に、必要な施設や仕組み、体制について子ども館の設置も含めて検討を深めてまいりたいと考えている、との答弁がありました。

討論・採決の前に委員間討議を行い、テーマの抽出を行ったうえで各委員からさまざまな意見が出されました。

まず、「コミュニティのあるべき姿」については、コミュニティに委ねられている事務が非常に多く、金銭面、人材など資源が足りていないのではないか、コミュニティ創設時の目的である特色あるまちづくりに回帰すべきではないか、根本的にコミュニティの考え方を整理しなければならない時期に来ている、などの意見がありました。

次に、「ふるさと納税」については、市の重点施策として広報・広聴の推進を掲げており、事業者の方へのPRをもっとしていかなければならない、地場産業の育成につながるよう、他の自治体と比較しても本市は開拓の余地があり積極的に取り組むべきである、などの意見がありました。

次に、「自主財源の確保」については、ふるさと納税や企業誘致を積極的に行い税収の拡充を図る必要がある、ジャスコ跡地、旧庁舎などの遊休地の有効活用を考えなければならない、今後のまちづくりとして子育て世帯に対しての支援をさらに拡充することで結果的に歳入の確保につながるのでは、などの意見がありました。

また、本特別委員会に付託された議案の議決事項は、総合計画(案)の基本構想及び基本計画に関する部分であるため、これらの理念や計画を実現するための手段としての各種計画の策定、事務事業の進捗状況は、今後の各常任委員会で調査し、議員全員で共有することを確認しました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。